

～ 企業・事業者の皆様へ ～

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るお願いと
経営・雇用に関する支援制度のご案内

- 長崎県産業労働部 -


県の支援策に関するホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/c-chusho/>

国の支援策に関するホームページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

支援策のパンフレットが更新されております。

 [経済産業省](#) [新型コロナウイルス感染症関連](#)で検索、
または右の QR コードよりご確認ください。



県内企業・事業者の皆様におかれましては、感染症拡大防止にかかる
下記事項について、ご配慮をお願いするとともに、経営・雇用等に関する
ご心配・ご相談については、県等に設けております相談窓口をご活用
下さい。

1. 感染症拡大防止に係るお願い

従業員の方々に発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境や
制度の整備についてご配慮をお願いします。

感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差出勤の積極的な活用
をお願いします。

イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、開催の必要
性を精査いただき、不要・不急なものについては、中止または延期も
視野に入れた検討をお願いします。

2 . 各種支援策のご案内

(1) 県の緊急資金繰り支援の実施

県においては、3月2日から、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、県の制度資金で最も貸付条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」の取扱を開始しております。

緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の概要

- ・融資対象：知事が認める特別の事由（新型コロナウイルス感染症の影響）による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている県内全域の中小企業者
- ・貸付条件：貸付期間 10年（据置2年以内）
貸付限度額 1億円
利率 1.30%
保証料 0.05～0.90%
 - セーフティネット保証4号：0.05%
 - セーフティネット保証5号：0.00%危機関連保証の認定を受けた場合は、
貸付限度額2.8億円（別枠）保証料0.05%
セーフティネット保証、危機関連保証はともに市町長の認定が必要です。
- ・取扱期間：令和2年3月2日（月）から当分の間
- ・取扱金融機関：十八銀行、親和銀行、長崎銀行などの
県内18金融機関の本支店
- ・その他：取扱金融機関のほか、県、信用保証協会、商工団体で経営・資金繰りの相談に対応しております。
11ページに相談先の一覧を掲載しています。

(2 - 1) 日本政策金融公庫の資金繰り支援

日本政策金融公庫は、特別貸付制度を創設し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子(当初3年間)・無担保の資金繰り支援を実施しております。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ・融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方
 - (1) 最近1ヶ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少
 - (2) 業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少
 - 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - 令和元年12月の売上高
 - 令和元年10月～12月の平均売上高
- ・貸付条件：貸付期間 運転15年以内、設備20年以内
<据置 それぞれ5年以内>
- 貸付限度額 中小企業事業 3億円
国民生活事業 6,000万円
- 金 利 当初3年間 基準金利 0.9%
3年経過後 基準金利
- (参考) 4/1時点の金利
- 中小企業事業 0.21%、3年経過後 1.11%
- 国民生活事業 0.46%、3年経過後 1.36%
- ・取扱期間：令和2年3月17日(火)から当分の間
- ・問い合わせ先：長崎支店(国民生活事業) 095-824-3141
" (中小企業事業) 095-823-6191
佐世保支店(国民生活事業) 0956-22-9155

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ・融資対象は生活衛生関係の事業を営む方で、貸付条件等は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と同様。(国民生活事業のみでの受付)

衛生環境激変対策特別貸付

- ・融資対象：新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店及び喫茶店を営む方
 - (1) 最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること
 - (2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
- ・用途：運転資金
- ・貸付条件：貸付期間 運転7年以内（据置2年以内）
融資限度額1,000万円（旅館業は3,000万円）
基準利率1.91%（振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は0.9%）
金利は月毎に変動します
- ・取扱期間：令和2年2月21日～令和2年8月31日

特別利子補給制度の概要

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」により借入を行った中小事業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

- ・適用対象：「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」により借入を行った中小企業者のうち、次のいずれかの要件に該当する方
 - 個人事業主：要件なし
 - 小規模事業者（法人）：売上高 15%以上
 - 中小企業者（上記を除く）：売上高 20%以上
- ・利子補給期間：当初3年間
- ・補給限度額（融資額ベース）：中小企業事業1億円
国民生活事業3,000万円

利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定

(2 - 2) 商工中金の資金繰り支援

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、資金繰り支援を実施しております。

危機対応融資

- ・融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の または のいずれかに該当する方
最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方

業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方

- a 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年 12 月の売上高
- c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

- ・用途：運転資金、設備資金

- ・貸付条件：貸付期間 設備 20 年以内、運転 15 年以内
< 据置期間 それぞれ 5 年以内 >

貸付限度額 3 億円

金利 商工中金所定の利率（日本政策金融公庫の基準金利までの利子補給あり）
さらに、当初 3 年間基準金利 0.9%
（利下げ限度額：1 億円）

（参考）3/19 時点の基準金利 1.11%（貸出期間 5 年の場合）

- ・取扱期間：4 月中旬より制度適用開始（3 月 19 日に受付開始）
- ・問い合わせ先：長崎支店 095-823-6241
佐世保支店 0956-23-8141

特別利子補給制度

- ・商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰りを支援。

(3) 雇用調整助成金

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を国が助成するもの。

助成率：中小企業 2 / 3 大企業 1 / 2

1人1日当たり8,330円が上限

支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象に、下記の特例措置が実施されます。

休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用

《特例の内容等》

休業等計画届の事後提出が可能

生産指標の確認対象期間を3ヶ月から1カ月に短縮

最近3か月の雇用量が対前年比で増加する場合も対象

事業所設置後、1年未満の事業主も対象

雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も対象

前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても対象

令和2年4月1日から6月30日までの間に実施した休業については今後、更に下記の特例措置の拡大が予定されています。

《特例措置の内容等》

助成率の引き上げ

助成率：中小企業 4 / 5 大企業 2 / 3

解雇等を行わない場合は 中小企業 9 / 10、大企業 2 / 3

雇用保険被保険者以外の労働者等が行なう休業手当も対象。

その他、詳細については、長崎労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

【お問合せ先】長崎労働局 職業対策課

電話：095-801-0042

(4) 長崎県緊急雇用維持助成金

国の「雇用調整助成金」における企業負担分の軽減を図るため、県独自の上乘せ助成を実施するもの。

助成内容

- ・対象：新型コロナウイルス感染症に伴う「雇用調整助成金」の支給決定を受けた中小企業
- ・助成限度額：1事業所あたり1,000千円
- ・助成率：「雇用調整助成金」助成率に応じて次の金額を助成

国の助成率	県の助成率	企業負担
2 / 3 (20/30)	7 / 30	3 / 30
4 / 5 (8/10)	1 / 10 以内	1 / 10 以内
9 / 10		

詳細の助成率については、今後県HPで発表いたします。

申請にかかるアドバイザーによる支援

「雇用調整助成金」や「長崎県緊急雇用維持助成金」の申請書の作成に係る助言等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

- ・対象：「雇用調整助成金」または「長崎県緊急雇用維持助成金」を活用予定の県内に所在する事業所 など
- ・派遣・相談料：無 料
- ・派遣回数等：1事業所2時間程度、1事業所につき1回まで

開始時期

4月中に受付開始予定

（受付開始以前の休業についても、新型コロナウイルス感染症に伴う「雇用調整助成金」の支給決定を受けていれば対象となります）

具体的な申請時期、申請方法については別途お知らせします。

【お問い合わせ先】長崎県産業労働部雇用労働政策課

電話：095 - 895 - 2714

(5) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、国において、正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度を創設するとともに、個人で業務契約委託等を受けて仕事をされている方向けの新たな支援金制度が創設され、助成金・支援金の申請受付が開始されました。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

助成対象

下記の子どもの世話を保護者として行なうことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

助成内容

- ・ 令和2年2月27日から6月30日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
1日1人当たり8,330円が上限

対象となる有給休暇の範囲

- ・ 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い 対象となります
- ・ 労働者に対して支払う賃金の額 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

申請期間 令和2年3月18日～令和2年6月30日

その他、詳細については、国の相談専用コールセンターにお尋ねください。

【お問合せ先】 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
電話：0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

支援対象

- (ア)下記の子どもの世話を保護者として行なうことが必要となった個人で仕事をする方
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
- (イ)小学校等の臨時休業等の前に業務委託契約等を締結していること
- (ウ)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために業務委託等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなかったこと

支援内容

- ・令和2年2月27日から6月30日において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く

申請期間

令和2年3月18日～令和2年6月30日

その他、詳細については、国の相談専用コールセンターにお尋ねください。

【お問合せ先】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
電話：0120-60-3999

(6) 時間外労働等改善助成金

国において、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規程整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【テレワークコース】

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

助成対象の取組 以下の取り組みを1つ以上実施し、その取り組みに要した費用

1	テレワーク用通信機器の導入・運用 (例)・Web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフト ・クラウドサービスの導入 <u>パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外</u>	2	就業規則・労使協定等の作成・変更
		3	労務管理担当者に対する研修
		4	労働者に対する研修、周知・啓発
		5	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

補助率 1 / 2 1企業あたりの上限額 100万円

お問合せ先

テレワーク相談センター 0120-91-6479

【職場意識改善特例コース】

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

助成対象の取組 以下の取り組みを1つ以上実施し、その取り組みに要した費用

1	就業規則等の作成・変更	4	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
2	労務管理担当者・労働者に対する研修	5	人材確保に向けた取り組み
3	労務管理用機器の導入・更新	6	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

支給額

補助率 3 / 4 1企業あたりの上限額 50万円

問合せ先 長崎労働局 雇用環境・均等室 095-801-0050

(7) 相談窓口の設置

経営や資金繰り等に関する相談窓口

相談窓口	電話番号等
長崎商工会議所	095-822-0111
佐世保商工会議所	0956-22-6121
島原商工会議所	0957-62-2101
諫早商工会議所	0957-22-3323
大村商工会議所	0957-53-4222
福江商工会議所	0959-72-3108
平戸商工会議所	0950-22-3131
松浦商工会議所	0956-72-2151
県商工会連合会及び各商工会	連合会：095-824-5413 または、最寄りの商工会
中小企業団体中央会	本 所：095-826-3201 佐世保支所：0956-23-1476
長崎県よろず支援拠点	095-828-1462（土日・祝日含む）
長崎県信用保証協会	本 所：095-822-9171（土日・祝日含む） 佐世保支所：0956-23-3295
日本政策金融公庫	長崎支店：095-824-3141 佐世保支店：0956-22-9155
県制度融資取扱金融機関	各金融機関の最寄りの各支店 ・銀行（十八、親和、長崎、佐賀、西日本シティ、福岡、北九州、肥後、三菱UFJ、みずほ、佐賀共栄、商工中金） ・信金（たちばな、九州ひぜん、伊万里） ・信組（福江、長崎三菱、長崎県医師、近畿産業、西海みずき）
長崎県（産業政策課）	095-895-2650 経営相談
長崎県（経営支援課）	095-895-2651 資金繰り相談

雇用調整助成金に関する相談窓口

- ・長崎労働局職業対策課
電話：095-801-0042
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル 6階

長崎県緊急雇用維持助成金に関する相談窓口

- ・長崎県産業労働部雇用労働政策課
電話：095-895-2714
住所：長崎市尾上町3-1

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談窓口

- ・ 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
電話：0120-60-3999
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

時間外労働等改善助成金（テレワークコース）に関する相談窓口

- ・ テレワーク相談センター
電話：0120-91-6479
HP：<https://www.tw-sodan.jp/>

時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）に関する相談窓口

- ・ 長崎労働局雇用環境・均等室
電話：095-801-0050
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル3階

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談窓口

【長崎県】

- ・ 長崎労働相談情報センター（長崎県雇用労働政策課内）
電話：0120-783-258、0120-783-369
住所：長崎市尾上町3-1 県庁行政棟5階

【長崎労働局】

- ・ 長崎労働局職業対策課
電話：095-801-0042
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル6階

3. 県税の納税緩和制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することが困難と認められる場合は“納税に関する緩和制度”を適用できます。詳しくは、お住いの地域を担当する振興局税務部(課)にご相談ください。

○相談先

振興局名	課(班)	電話番号
長崎振興局	納税課	095-821-4400
県北振興局	納税課	0956-22-9223
県央振興局	納税課	0957-22-1032
五島振興局	納税班	0959-72-1575
壱岐振興局	税務第一班	(代)0920-47-1111
対馬振興局	納税班	(代)0920-52-1311

国税、市町村税については、所管する税務署、市町にご相談ください。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省

検索

